

市政懇談会

市政懇談会を開催

11月に開催する市政懇談会の日程をお知らせします。開催地区の住民は、傍聴することができます(傍聴者は発言できません)。

| 日時              | 地区   | 場所      |
|-----------------|------|---------|
| 11月18日(金) 午後7時～ | 志染   | 志染町公民館  |
| 11月23日(水) 午後3時～ | 緑が丘  | 緑が丘町公民館 |
| 11月26日(土) 午後7時～ | 自由が丘 | 自由が丘公民館 |

●11月28日(月)に予定していた細川地区市政懇談会は、今年度の開催を中止します。

問(市)市民協働課 生涯活躍のまち推進係

都市計画

用途地域変更などの市素案への意見を募集

東播都市計画の用途地域変更と地区計画決定にかかる市素案への意見を募集します。

▼変更地区 末広2丁目、末広3丁目、平田、大村、大村1丁目、本町1丁目、本町2丁目、上の丸町

▼閲覧期間

【用途地域】11月1日(火)～22日(火)  
【地区計画】11月8日(火)～22日(火)

▼意見書の提出方法 住所、氏名、電話番号、意見内容を明記の上、市役所2階都市政策課に持参また

は郵送してください。

▼提出期限 11月22日(火)(必着)

●説明会を開催(申し込み不要)

市素案にかかる説明会を開催します。

▼日時 11月13日(日) 午前10時～  
▼場所 市役所 5階大会議室



▲ホームページはこちら

問(市)都市政策課 都市計画係

子育て

11月は児童虐待防止推進月間です

虐待を防止するためには、子どもからのサインを見逃さないことが大切です。一人一人が身近にできることから行動して、地域で子どもが安心して健やかに育つことのできる社会にしましょう。

●あなたにできる子育て応援

・子どもや子育て家庭に関心を持ち、地域での子育てに協力する。  
・周囲で心配な家庭があれば、相談機関に連絡する(連絡者や内容に関する秘密は守られます)。

●家族のケアや家事の手伝いが負担になっていませんか？

家庭の事情により、学校や友人関係、毎日の生活などに悩みを抱えていませんか。自分のことや家族のことを話すのは勇気がいることです。が、一人で抱え込まず、まずは相談してください。

▼相談窓口

・児童相談所全国共通ダイヤル ☎189(24時間365日受付)

・(県)加東子ども家庭センター ☎0795・27・8250

・(市)子育て支援課 ☎83・2266

問(市)子育て支援課 家庭支援係

人権

11月12日～25日は女性に対する暴力をなくす運動週間です

配偶者・交際相手からの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアルハラスメント、ストーカー行為などの女性に対する暴力は女性の人権を侵害するものです。

市では、県や県警とともに相談体制を強化します。相談は無料で秘密は厳守します。「つらい」「なにかお

かしい」と感じたら小さなことでも相談してください。

問(市)DV相談室

☎82・8300

・(県)女性家庭センター ☎078・732・7700

・兵庫警察ストーカー・DV相談電話 ☎078・371・7830

コロナ対策

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の申請期限を延長

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、生活困窮者の自立支援を目的とした支援金の申請期限を延長します。

▼対象 次のすべての要件を満たす世帯

①総合支援資金の再貸付を借り終った世帯や再貸付の申請が不承認となった世帯、または緊急小口資金および総合支援資金の初回を借り終わった世帯(生活保護受給中の世帯は除く)

②収入(月額)が次のa+bの額を超えないこと

a 市民税均等割非課税額の12分の1

b 生活保護の住宅扶助基準額

③資産(預貯金および現金)が②aの6倍以下であること(ただし100万円以下)

④ハローワークなどに求職申し込み、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと

▼支給額(月額)

単身世帯…6万円、2人世帯…8万円、3人以上世帯…10万円

▼受給期間 3カ月以内

▼申請方法 貸付終了世帯など、支給の可能性がある世帯へ、順次申請書類を送付しています。必要事項を記入し、添付書類とともに窓口または郵送で提出してください。

▼申請期限(延長後) 12月28日(水)



▲ホームページはこちら

問・申込(市)福祉課 生活支援係

助成金

障害者を雇用する事業者を支援

市では、障がいのある方の雇用を推進するために、次の事業者が助成金を支給しています。

▼要件 次の①または②に該当し、かつ③、④の要件を満たす市内事業所

①従業員数43・5人以上で、法定雇用障害者数を超えて雇用し、市内在住の障がいのある方<sup>※</sup>が1人以上いる

②従業員数43・5人未満で、市内在住の障がいのある方<sup>※</sup>が1人以上いる

③障がい者雇用に関する雇用調整金や報酬金など公的補助金の交付を受けていない

④市税を滞納していない

※6月1日～12月1日の期間中、継続して雇用されていること

▼助成額 障がいのある方1人につき、年額10万円(1事業所あたり上限50万円)

▼申請期間 12月1日(木)～令和5年2月24日(金)(予算上限額に到達次第、受付を終了します。)

▼申請方法 市役所3階障害福祉



▲ホームページはこちら

問・申請(市)障害福祉課 障害者支援係

広告

スポーツクラブ21加盟

加古川飛翔JVC

～部員募集～

加古川市外在住の部員も在籍している  
女の子の革パレーチームです。

▽見学自由▽  
- 体験入部受付中 -

《詳細はブログまで》